



安城市告示第209号

安城市税条例等の一部を改正する条例（令和2年安城市条例第21号）第1条の規定による改正後の安城市税条例（昭和44年条例第19号）附則第24条に規定する市長が指定する指定行事は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年12月16日

安城市長 神谷 学